

【重要】緊急事態宣言に伴う 運転者登録業務の対応について

20日(金)より、緊急事態宣言が京都にも拡大される見通しです。業務センターでは、職員全員がワクチン接種済みですのでご安心ください。しかし、今後も運転者登録業務を遂行していくためにも、事業者/運転者の皆様や組合の皆様に下記の点をお願いします。

1. 運転者/事業者証の更新

- ① 更新は、できるだけ営業所/組合単位で一括申請をお願いします。
- ② 更新前に住所の確認をお願いします。**免許証表記の住所が変更されていても、住民票が提出されていなければ、新住所の住民票提出が必要です。**会社の方からご連絡いただければ登録住所の確認も可能です。
- ③ 更新の準備は早めをお願いします。免許更新手続きに時間がかかることも予想されますので、早めの着手をお勧めします。また、更新を控えている運転者の方がいれば、早めに写真を撮影しておきましょう。(6カ月以内の撮影)

2. 事業者変更/紛失再発行

- ① 申請は、できるだけ会社の方がお一人でお越しくください。**運転者本人申請の場合、職員の方から事前連絡をお願いします。**
- ② 来所前に電話にて返納状況や現住所の確認をお願いします。

3. 運転者証の返納

- ① 運転者証の返納については、**郵送申請**が可能です。
返納届は**退職日から1週間以内に提出**していただく必要がありますが、郵送の場合は消印で確認しますので期限内の投函をお願いします。

4. その他

- ① 事務所へおいでの際には、**必ずマスクの着用**をお願いします。お忘れの場合は、お渡ししますのでドアの前でお申し付けください。
- ② 開業時間は**平日の午前9時～11時45分、13時～16時30分**ですが、緊急時には予告なく時間短縮する場合があります。予めご了承ください。

以上